

第8期介護保険事業計画に向けた要求・提言活動について

2020年8月 大阪社保協 日下部

1 介護保険事業計画と住民の介護保障要求

介護保険事業計画とは

介護保険法では「保険給付の円滑な実施のため3年の1期とする事業計画」（介護保険事業計画）を策定をすることを市町村に義務付け、都道府県にはそれを支援する計画策定（介護保険事業支援計画）を義務つけています。また、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と一体で作成することになっています。

市町村は、3年間の介護ニーズを推計し、サービスの提供体制を整備し、それに必要な財源を見込み、介護保険料を決定する作業を行います。

また、計画は厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して策定されることになっています。なお、事業計画の3年ごとのサイクルは、国が行う介護報酬改定と一致しています。

通常、市町村の介護保険事業計画は

- ①日常生活圏域ニーズ調査など、調査票方式によるニーズ把握
- ②サービス量見込み
- ③計画作成委員会による議論、素案パブリックコメント等による「意見聴取」を経て決定され、介護保険料改定（市町村議会での介護保険条例改定）へと至ります。

介護保障要求についての介護保険事業計画

介護保障要求は、国の制度改善や介護への公的支出増などを通じて実現するものですが、介護保険の運営責任をもつ市町村レベルでも改善可能なことがあります。また、国のめざす介護給付抑制のための「自立支援」や利用者負担増の動きに追従せず、地域住民の実態と声に応える立場に市町村当局を立たせるためにも市町村介護保険事業計画に対する要求・提言活動は重要です。

2 市町村第8期介護保険事業計画に対して要求・提言すべき事項

第8期（2021年～2023年度）の介護保険事業計画は、介護保険施行20年で明らかになった介護保険制度の諸問題（上昇する介護保険料、深刻化する介護人材不足など）の中で、それとどう対応するかが問われるものとなります。とくに「新型コロナ危機」を通じて浮き彫りになった問題にどう対応するかも課題となります。

要求事項案

1 介護保険料に対する要求

①高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制すること。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げること

(※介護給付費準備備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れること)

②介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げること。

参考

消費税増税分の一部活用による「公費による低所得者軽減」

所得段階	対象者	保険料率	
		従来	軽減(完了後)
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	基準額 ×0.30
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	基準額 ×0.50
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	基準額 ×0.70

③課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げること。

参考 国基準は 第9段階(合計所得300万円以上) 基準額×1.7倍で頭打ち
東京都港区 最高段階は第17段階(合計所得金額が5,000万円以上、基準額×5.10倍)

④低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。

例 単身世帯 年収150万円以下は 第1段階の半額 (基準額×0.15)

2 利用者負担に関する要求

①在宅サービスの利用者負担について独自に軽減制度を作ること
(例)

1)非課税世帯で年収150万円以下について対象 2)1割負担の半額に軽減
(※独自軽減措置がある場合は対象・軽減額の拡充要求)

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の部屋代・食事代の負担が増えな

いよう独自の軽減措置を制度化すること。

※国は2021年8月から補足給付（非課税世帯の人の食事・部屋代軽減）の改悪を予定

- （1）年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋（多床室）でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増
- （2）ショートステイ（短期入所者）は、食費を1日あたり210円～650円引き上げ
- （3）現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ

③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくること

④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する方については、独自に上乘せを行い在宅生活を支えること

3 介護基盤整備に関する要求

- ①特別養護老人ホームなどの整備目標については、入所申込者（待機者）や潜在的ニーズを十分把握して、第8期において「待機ゼロ」となるよう計画数を定めること
- ②住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、指導強化尾前提に、一定の要件を定めて家賃・食費補助制度を創設すること
- ③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込むこと

4 総合事業に関する要求

- ①多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにすること
- ②訪問介護員等によるサービス（訪問介護従前相当サービス）、デイサービス（通所介護従前相当サービス）について、サービス価格（単価）については、国の「目安額」以上に引き上げること
- ③緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とすること
- ④無資格者対象の「生活援助型サービス従事者研修」についてはその受講実績や修了者の活動実績を検証したうえで廃止等見直しを行うこと

⑤総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」及び「介護予防ケアマネジメント」については、要介護者まで対象拡大をしないこと

5 「自立支援策」に関する要求

①保険者機能強化推進交付金の評価指標クリアを自己目的とした「自立支援目標」を計画目標化しないこと

例) 要介護認定率目標等

②「自立支援型地域ケア会議」、「ケアプラン点検」等を通じたサービス利用抑制や自立（サービスからの「卒業」）強制は行わないこと

③「生活援助ケアプラン」（国の定める訪問回数を超える生活援助型の訪問介護を位置付けたケアプラン）の提出・検証は、利用制限目標でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量と利用者の意向を尊重して対応すること

6 介護従事者処遇改善に関する要求

①介護従事者の確保・定着を促進するため独自の処遇改善策を制度化すること

例) 家賃補助、資格取得費用補助、独自の給与補助、養成校奨学金返済補助等

②介護事業所の職員採用をバックアップする事業を制度化すること

7 新型コロナウイルス対策支援に関する要求

①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営困難となった介護事業者に対してその実態を把握し、関係者の声を聴いたうえできめ細かい救済策を講じること

②感染防止に必要な消毒液、防護具、設備について確保できるための支援を行うとともに、介護事業所、従事者に対する相談支援の窓口設置など体制を整備すること

③国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助すること

④「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と支援を行う体制を構築すること

※認知症関連要求については別途検討

3 市町村第8期介護保険事業計画に向けた取り組み

計画策定スケジュール把握

市町村第8期介護保険事業計画は、すでに「日常生活圏域ニーズ調査」「在宅

介護実態調査」など調査活動は終わっています。今年7月31日に全国担当課長会議（文書配信）で「基本指針案」が示され、各種推計ツールも配布され、9月頃には第1回の「サービス見込量」の推計が行われます。

市町村の「計画策定委員会」も開催されはじめており、年末ごろには「計画素案」提示、年末から来年1月ころにかけてパブリックコメントなどを経て計画化され、年度末の予算議会での介護保険条例改正（介護保険料決定）となります。まずはスケジュールを把握し、早急に取り組みを開始しましょう

関係者の声、アンケート等、要求と実態把握を

地域社保協や加盟団体で、地域の各団体の会員などを中心に介護保険料に関する声や、生活実態、介護問題のニーズなどを聞く機会をもうけましょう。条件のあるところでは、地域の介護事業所アンケートなどを取り組み、新型コロナ対策なども合わせて実態を調査する活動も検討しましょう。

2021年3月までの継続した取り組みを

事業計画案の議論の段階から、最終の介護保険料決定まで、年度末（2021年3月）までの継続した活動を展開しましょう。

具体的には、以下のような取り組みが考えられます。

- ①要求・提言の提出と交渉申し入れ 8月～9月
- ②計画策定委員会等の傍聴
- ③パブリックコメントへの組織化
- ④議会に向けた請願・陳情（とくに介護保険料）